

北海道高等教育研究所 ニューズレター

第14号

発行日 2020年8月31日

発行：北海道高等教育研究所
〒001-0013札幌市北区北13条西3丁目2-1 アルファスクエア北13条409号 道私大教連気付
TEL011-311-1608 E-mai : hkifpu@yahoo.co.jp

もくじ

- ・北海道高等教育研究所のニューズレター第14号の発行にあたって
北海道高等教育研究所 事務局長 市川 治・・・1
- ・稚内市における「地域の大学に関するアンケート」の中間報告
北海道高等教育研究所 理事 米津 直希・・・2
- ・北海道私大教連委員長・片山一義報告 「働き方改革」と大学教員の労働時間管理
—北海道私大の対応状況と大学教員の労働時間を巡るいくつかの問題— について
北海道高等教育研究所 理事 寺本 千名夫・・・5

北海道高等教育研究所の ニューズレター第14号の発行にあたって

北海道高等教育研究所 事務局長 市川 治

新型コロナ感染拡大のもと、皆さまにおかれましては、元気にご活躍のことと存じます。

さて、北海道高等教育研究所のニューズレター第14号では、その行方が注目されていた稚内北星学園大学の存在意義ともなるアンケート調査が行われました。その中間報告として、「稚内市における『地域の大学に関するアンケート』の中間報告」を米津理事に執筆してもらいました。遅くなりましたが、この報告を紹介したいと思います。

また、2020年1月に開催された、全大教と北海道私大教連との「働き方改革」の学習会についての一部の紹介を、寺本理事に「北海道私大教連片山一義委員長報告『「働き方改革」と大学教員の労働時間管理—北海道私大の対応状況と大学教員の労働時間を巡るいくつかの問題—』について」として報告してもらいました。この二つの報告を今回、取り上げます。

同時に、すでに、ご案内しています、9月5日にウェブ上で北海道高等教育研究所の定期総会が開催されます。そのご案内をいたします。会員の皆さまの参加をお願いします。

なお、参加を希望されるかたは、至急ご連絡をお願いします。

2020年8月31日

事務局長 市川 治

稚内市における

「地域の大学に関するアンケート」の中間報告

北海道高等教育研究所 理事 米津 直希（前稚内北星学園大学）

はじめに

本学では2019年6月に大学の経営難が明らかにされ、それ以降学内外の関係者と様々な検討が進められてきた。しかし必ずしも十分な議論ができないまま、学内における検討は部分的に打ち切られてしまった（それは後に、経営移譲等についての協議が始まったからだと分かった）。そのため、大学のあり方について議論を活性化させるための場として、教員有志による「地域の大学を考える研究会」を発足させ、研究的にこの問題を考えることを企図した。

本研究会では、大学のこれまでと今後を考えるために、市民を対象としたアンケート調査を作成・実施した。市民が大学等の高等教育機関をどう捉えているのか、また今までの稚内北星学園大学をどう認識しているのかについて、客観的に現状を知るための調査として位置付けている。

なお、本研究会の活動はあくまで研究的活動であることを強調し、これによって大学の存廃について決定したり、存続のための運動をしたりするものではないことを示した。

アンケートの対象と中間報告について

本アンケート調査は、市民330人と市内の高校生約800人へのアンケート用紙の配布、その他web版にて回答を求めて実施した。実施期間は12月下旬から1月末までである。最終的に、回答は918（うち高校生総数：751）集まった。これらの結果は、2019年度稚内北星学園大学紀要に掲載予定（2020年3月31日発行予定）である。

中間報告では、市内の高校生を対象とした結果を公表した。以下にはそれを示す。なお、以下の報告内容は田村龍一氏（稚内北星学園大学准教授）による集計と分析をもとに研究会にて検討し、作成されたものである。

目的

高校生にとっての「地域に大学/高等教育機関が存在することの意義」について、彼らの進路選択（就職/進学、市内/市外）の意向との関連を通して明らかにすることを目的とする。

高校生は卒業に際して、進学するか、それとも就職するか、進学や就職の場所は市内か、それとも市外かという選択を行うことになる。このような卒業後の進路への意向は、地域の大学に対する意識に影響を及ぼす可能性がある。アンケートではこの点を明らかにする質問と回答選択肢を準備している。また、地域唯一の大学である「稚内北星学園大学」をとりあげ、市内高校生によるこの大学の教育・研究・地域活動の認知度を明らかにする。

高校生対象アンケートの概要

回答期間：2019年12月下旬。

対象者：市内2高校の1年生から3年生（普通科・看護科・定時制含む）

回答者数：485名（2020/1/21時点：3年生：229名、2年生：161名、1年生：95名）

主要な結果

1. この地域における「大学・高等教育機関」の意義について。
 - ・市内高校生全体の75%（4人中3人）が「地域に大学は必要」と考えている。
 - ・大学があり続けることに対して特に期待することは、「若者によって地域に活気をもたらされること」
 - ・大学がなくなることに対して特に懸念することは、「人口減少・高齢化問題の加速」「大学選びの選択肢が1つ減ること」

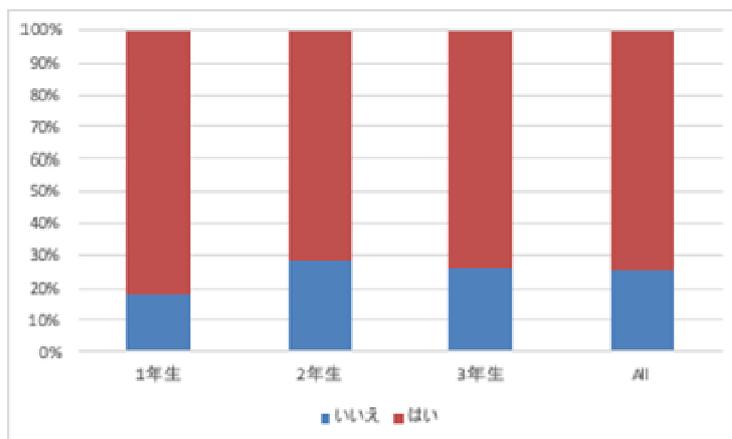
2. 「稚内北星学園大学」について
 - ・高校生全体の"知名度"は97%、一方で教育・研究・地域活動を何も知らない高校生も16%程度いる。
 - ・教育内容で最も認知度が高いのは「IT技術」。
 - ・地域活動は総じてあまり認知度が高くないが、「小中学生を対象とした学習支援活動」「市内イベントへの参加」「ボランティア」の認知度は比較的高い。

3. 高校生の進路との関係
 - ・半数以上が市外への進路を希望している。最大の理由は稚内で得られない就業・就学機会を求めていることである。
 - ・市内への進路を希望する高校生は、市内の就業・就学機会よりも彼らのプライベートな「地元意識」が理由である。
 - ・しかしながら、進路によらず、多くの高校生は上記「1」が地域に大学が存在することの意義であると考えている。

アンケート調査の概要

※結果の詳細は右記webサイトをご参照いただきたい（短縮URL：<http://pr7.work/4/univ>）。

(1) 「地域に大学は必要か？」に対する市内高校生の回答



| | いいえ | はい |
|-----|-----|-----|
| 1年生 | 18% | 82% |
| 2年生 | 29% | 71% |
| 3年生 | 26% | 74% |
| 全体 | 25% | 75% |

(2) 市内高校生の卒業後の進路意向

アンケートでは、高校生に対して卒業後の「就職・進学（専門学校なども含む）」の意向、またそれぞれについて「市内・市外」のどちらを選択するかについても質問している。その集計結果は右図の通りである。この図から読み取れる顕著な傾向として：

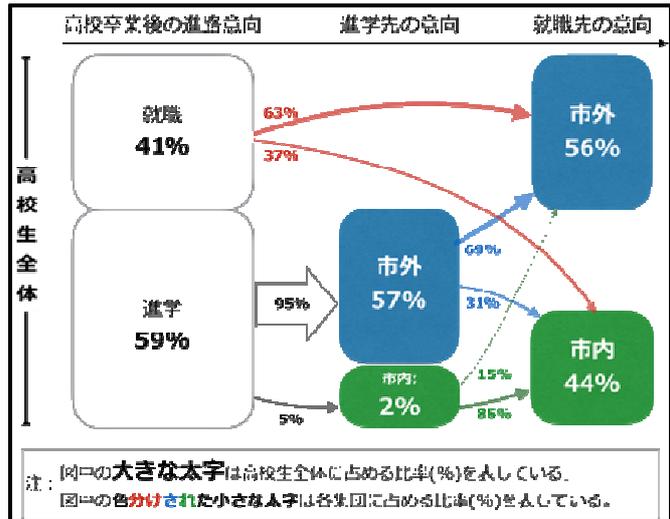
- 卒業後の就職・進学意向の比率はおよそ 4 : 6

- 最終的に市内で暮らしたい比率は44%。進学意向の有無を問わず、半数以上が市外で暮らしたいと考えている。

- 進学意向を示した高校生のほぼ全て(95%)が市外へ進学したいと考えており、進学後に市内で暮らす意向があるのは3割(31%)にとどまる。

- わずかではあるが、市内の大学に進学する意向を持っている高校生は、多くの場合(85%)市内で暮らしたいと考えている。

が挙げられる。一言でいえば、市内高校生の過半数は、今後の生活の場として「市外」を考えているということである。



(3) 進学先を「市内・市外」に選ぶ理由

地元に進学する主な理由は「学びたいことがあるから」よりも、「地元意識」。市外に進学する主な理由は「稚内では学べないことを学ぶため」。進学後の分野が明確になるにつれ、市外への進学意向をもつようになる。

市外で学びたい分野の中には、既に稚内北星学園大学が提供している内容も含まれている。高校生に対して教育内容の露出を増やしていくことが大事になるかもしれない。

(4) 卒業後、就職して生活を「市内・市外」に選ぶ理由

暮らしの場所を市内・市外に選ぶ理由の中で、「稚内が好きか否か」という情緒的な選択肢は全体的にはさほど重要ではない。市外で暮らす主な理由は、「やりたい仕事、より便利な生活環境を得ること」である。市内で暮らす主な理由は「職業」よりも、家族や親戚の存在を含めた地元意識である。

(5) 考察「高卒後の進路意向」と「地域の大学の必要性」の関係

高校生の稚内という地域に対する意識について次のように要約することができる。

- 半数以上が市外に出ていくが、その理由は自分のやりたい学業の分野や職業が、この地域に存在しないからである
- 市内への進学や職業を考えている理由は、進学先・職業という直接的要因よりも、地元への帰属意識である

大学の意義について進路・暮らしの場に分けて分析した結果は次のように要約できる。

- 進学・就職が市内・市外にかかわらず、多くの高校生が「広範囲に多くの大学生が集まる

ことによる地域の活性化」を期待し、「地域の高齢化・人口減少問題の加速」を憂慮している。

2. 市内で暮らす意向の高校生は、地域の現状の改善に大学の意義を見出している。対照的に市外で暮らす意向の高校生は「国際性」という新しい大学の方向性に異議を見出している。
3. 進路選択と地域の大学の関わりが少ないほど、大学の意義に関する問題意識は低い傾向にある。

6) 結論

市内高校生に対して、地域における大学の意義に関するアンケート調査を実施した結果、以下の3点が主要な結果として得られた。

1. 75%の高校生が「地域に大学は必要」と考えている。
2. 高校生の卒業後の進路は多様であり、半数以上が「稚内では得られない就業・就学機会」を求めて市外に進学・就職する意向をもっている。しかしながら、進路にかかわらず、多くの高校生は「地域の高齢化・人口減少問題に歯止めをかけるように多くの学生が地域に集まり、地域が活性化すること」が、地域の大学の意義であると思っている。
3. ほぼ全ての高校生が「稚内北星学園大学」のことを知っているが、教育内容・地域活動に関する認識度はそれほど高いわけではない。名称のみ知っている高校生も少なからず存在している。

多くの高校生が、この地域に大学があることに対して一定の必要性を認め、若者による地域活性化に期待を寄せている。これらから示唆される稚内北星学園大学の努力の方向性とは、今後いっそうの学生募集につとめること、同時に教育内容や地域活動に関して積極的に高校生に知ってもらうことの2点となると思われる。

また、半数以上が「稚内では得られない就業・就学機会」を求めて市外に進学・就職する意向をもっている現状の背景には、地域の過疎化という普遍的な問題があり、これは本学のみならず地域社会全体で検討してゆく課題であろう。

北海道私大教連・片山一義委員長報告

「働き方改革」と大学教員の労働時間管理 —北海道私大の対応状況と大学教員の労働時間を巡る いくつかの問題— について

北海道高等教育研究所 理事 寺本 千名夫

はじめに

北海道私大教連と全大協北海道・北大教職員組合との間で、大学版「働き方改革」学習会（2020年1月31日、北大教職員組合事務所）が開催された。準備期間が短く、また、まずは執行委員レベルでという申し合わせであったので、参加者は少人数ではあったが、時宜にかなった、非常に有意義な学習会となった。今後の各大学、北海道私大教連全体、さらなる全大協北海道・北大教職員組合との討論のことを念頭に置けば、今回の学習会の様子を出来るだけ詳しく皆さんにお知らせしておいた方がよいのではないかと考えた次第である。

当日の報告は、順に、①北海道私大教連の片山委員長から「働き方改革」と大学教員の労働時間管理—北海道私大の対応状況と大学教員の労働時間を巡るいくつかの問題—、②北大教職員組合の山形委員長から「北大工学院からの文書「勤務状況自己申告書（2020年2月分）の提出について（依頼）」に基づいた報告、③全大協北海道の大島書記長から、2020年1月6日付けの全国大学高専教職員組合中央執行委員会「大学教員の「働き方改革」に関する声明」についての報告がなされた。その後、それぞれの報告を踏まえて、自由に議論が行われた。

作業を始めて、詳細に紹介しようとするれば、全体を一度にすることは難しいことに気がつくようになった。そこで、今回は「その1」ということで、北海道私大教連片山委員長の報告を紹介することにした次第である。

I 北海道私大教連片山委員長の報告テーマとその基本構成

報告テーマは、「働き方改革」と大学教員の労働時間管理—北海道私大の対応状況と大学教員の労働時間を巡るいくつかの問題—であった。

その基本構成に関して、「問題の所在」で次のように整理されている。第1に、「働き方改革」関連法以降の北海道私大の対応状況を、特に大学教員の労働時間管理に焦点を合わせて整理を試み、第2に、大学教員の労働時間（制度）をめぐる議論の論点として、①裁量労働制の問題と②教員の研究時間は労働時間なのか、の考察を行い、第3に、それらを踏まえた上で、所属する札幌学院大学の事例を紹介、検討している。以下、順に見ていきたい。

II 「働き方改革」関連法と北海道私大の対応（24大学）

最初に、片山委員長は、日本私立大学協会北海道支部の2018年度情報交換テーマである「働き方改革における勤退の管理方法等について」の資料（2018年度12月現在）、さらに同支部の2019年度情報交換テーマ・働き方改革に関連する「勤務時間の把握方法（出勤簿、タイムカード、勤退システムほか）について（現状と今後）」（2019年度12月現在）の資料を用いて、道内24の大学の動向を一覧し、以下のように整理されている。なお、今回の報告では、難しさを抱える教員の場合に限定されている。

働き方改革関連法施行前では、①大半が「出勤簿」で管理（勤退管理）、②すでにタイムカードを導入—旭川大学、道医療大、千歳リハビリ大、③実態的に時間管理が（出勤簿も）ない—藤女子大、北海学園大、札幌学院大、ちなみに裁量労働制を採用している大学は、星槎道都大、天使大、日赤看護大、札幌保健医療大、千歳リハビリ大で、看護・福祉系が多くなっている。

働き方改革関連法施行後では、①専門業務型裁量労働制の導入を検討しているのが—道科学大、函館大、道医療大、②勤退システムの導入を検討しているのが—札幌大、道文教大、道科学大、藤女子大、北星学園大、酪農学園大、道情報大、日本医療大である。③より具体的にタイムカードの導入を検討しているのが、道文教大となっている。

以上のように、働き方改革関連法施行によって、各大学で検討が始まっていることを確認したうえで、その検討に際して、重要な論点を二つ提示されている。

III 大学教員の労働時間（制度）をめぐるいくつかの論点

1. 裁量労働制をめぐる問題

その一つが裁量労働制の問題である。片山委員長は、まず法規定に基づいて。学校教育法がいうところの大学における教授研究の業務について確認し、さらに深谷信夫（茨城大学名誉教授）

氏の裁量労働制に関する諸説を取り上げ、検討を加えている。

(1) 法規定

学校教育法で規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る）の内容に関する規定について

- ①「教授研究とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいうものであること。患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は含まれないものであること。」
- ②「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、講義等の授業や、入試事務等の教育関連業務の時間が、多くとも、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものであること。
- ③「助教」は、教授の業務を行うことができることになっていることから、その時間が、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものの1割程度以下であり、他の時間においては人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合（基監発第0402001号、平成19（2007）年4月2日）であること。

(2) この制度には誤解がある—深谷信夫氏

深谷氏は、以上のことから大学教員の研究業務は裁量労働制であるとの理解は、裁量労働制の濫用的運用ではないか、とする。

使用者が労働時間管理をしなくてもいい制度として運用されているのが実態であり、その意味では誤解されている。深谷氏は、その誤解を以下のように解説している。

- ①裁量労働制は労働者に自由な時間管理を委ねる制度という誤解
労働者の事由に委ねられているのは、出勤した後の仕事の仕方であって、出来金の事由も含む労働者時間管理全般からの自由ではない。
- ②所定労働日の出欠も労働者が自由選択できる制度だという誤解
企業の所定労働日（出勤しなければならない日）に出勤しなければならないことはこの制度の前提である。したがって、休日労働をも自由にできる制度ではない。
- ③裁量労働制は勤務場所を離れて勤務することも自由にできる制度だという誤解
勤務場所で労働することが前提。勤務場所を離れる場合、外出許可の必要性あり。事業場外のみなし労働時間制度ではない。
- ④大学教員すべてに裁量労働制の適用が拡大されたという誤解
法的な縛りがある。

深谷氏は、以上の4点の誤解を指摘した上で、裁量労働制は大学教員に導入すべきではないと主張する。

(3) 大学教員に導入すべきでない4つの理由—深谷信夫氏

- ①裁量労働制が拡大適用される大学教員は、教員のすべてではない。
- ②裁量労働制は、大学教員が望む労働時間管理（教育責任と校務責任を履行したら、後は自由に研究に専念できる）を自由的に実現する制度ではない。

- ③裁量労働制の導入には労使協定の締結など煩雑な制度枠組みがあり、使い勝手のいい制度ではない。
- ④濫用的な裁量労働制をもたらしかねない。

(4) 国立大学法人等の実際の運用はどうか

詳細は、さらに検討すべきであるが、現状で分かっていることは、裁量労働制を採用している、島根大学（2018年8月から）では、深夜・休日の賃金未払い分9,000万円、鳥取大学（2019年1月から）では、休日勤務して同月内に代休を取らなかったということでは是正勧告を受け、280人に対し総額670万円を支払っている。香川大学では、裁量労働制が採用されているかどうか不明だが、2006年596人分未払い約1億3,200万円、2011年8人分約198万円分、2016年には、654人分の休日手当で約2,900万円を支払っている。

島根大学、鳥取大学では、裁量労働制を導入しているからという思いがあったのでは、と思われるし、香川大学でもまた、教員の労働は本来、裁量労働的なものという思い込みがあったのではないかと想定される。

また私学では、松山大学で、2018年12月に、休日労働に関する労使協定の上限を超えて働かせていたこと、休日や時間外、深夜に働いた教職員に対して正規の割増率で計算した賃金を支払っていないこと等から、松山労働基準監督署から是正勧告と指導が入っていることも判明している。

2. 教員の研究時間は労働時間か否か？

片山委員長は、続いて、もうひとつの重要な論点である、教員の研究時間は労働時間か否かの考察に取り掛かっている。片山氏は、労働裁量制の考察の際に深谷氏の見解を取り上げたように、ここでは、白井邦彦（青山学院大学教授・東京私大教連委員長）氏の論考「働き方改革関連法と私立大学教員の『労働時間の状況の把握』に関する一試論」によって、考察を進めている。

重要なことは、働き方改革関連法で、全労働者の「労働時間の状況の把握」が義務付けられたことであり、どのように運用すべきなのか、という点にある。白井氏は以下のように議論を展開している。

まず、大学教員の労働時間とは何か？という点に関して、大学教員の業務は、細分すると①授業、②教授会等の会議、③学内行政、④入試関連業務、⑤研究、⑥授業準備、⑦研究上の知見に基づく社会貢献活動に分類されよう。そのうち、①～④までの業務は学内で行われ、執行時間の状況把握は可能である。しかし、⑤～⑦の業務については、遂行時間を把握することは困難である。

しからは、そもそも労働時間とはどのような時間をいうか？に関して、白井氏は、最高裁の概念規定を用いる。「労働者が使用者の指揮命令下に置かれているか否か」、「使用者によって義務づけられ余儀なくされているか否か」がポイントであり、いわゆる「従属労働論」が理論的根拠とされる。そのように、「従属労働論」を前提にした場合、大学教員の業務のうち、労働時間に該当するのは、①～④の業務で、⑤～⑦の業務は、労働時間の概念に含まれないことになる。

ここで、片山委員長は、白井氏の論理の難点を次のように指摘する。「研究時間を「把握

困難」、「指揮命令下でない」ということで労働時間概念から排除していいのか」と。その上で研究時間を労働時間と概念規定するという理論的な整理が重要なのではないかとする。より具体的にいえば、最高裁が大学教員の労働時間が「従属労働時間」だとするならば、そこからどう展開していけるのか、どうすれば、研究時間が「使用者によって義務づけられ余儀なくされた」労働だと言いうるのか、ということに取り組む必要があるのではないかと主張されている。

ここで片山委員長は、視点を変えて「現実的側面から、研究時間を労働時間として把握する必要性はある」との指摘をされている。具体的には、「研究者（大学教員）の労災認定」の問題であるとされる。その具体的なケースが、次章の札幌学院大学の労災認定の事例である。

IV 札幌学院大学の事例（2002年の労災認定と同大での働き方改革関連法施行後の模索）

札幌学院大学では、今回の働き方改革に深く関係する2002年の労災認定問題を経験している。片山委員長は、最初に、この2002年の労災認定問題を概括した上で、現時点での札幌学院大学の教員の時間管理システムに言及し、働き方改革関連法施行後の新しい教員の時間管理の動き、議論の方向性について、明らかにしようとしている。

1. 札幌学院大学の2002年労災認定ケース

この札幌学院大学の労災認定は、現在でも「画期的な」労災認定として知られている。24日間も休みをとらず、不祥事対応に追われ、奮闘してきた札幌学院大学法学部教授・元学生部長が学内の父母懇談会の場で脳内出血を起こして倒れ、その療養中に労災認定を受けたというケースである。教授の家族が代理人となり、2000年10月札幌東労基署に労災申請、同署は2002年4月8日に労災認定をした。

なぜ「画期的な」といわれたのか、という点に関して、この事例を報道した『朝日新聞』（2002年4月17日）は、いみじくも次のように指摘している。「大学教員の「過労」は、論文執筆や研究が本人の裁量労働とみなされる場合があり、認められにくい。北海道労働局は、「珍しいケース」としている。」つまり、基本的に、この認識は、先に白井氏が言及した最高裁の「従属労働論」に繋がっていくと推断される。

2. 札幌学院大学の教員の時間管理

(1) 就業規則における労働時間の規定

第10条 教職員の勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 教員の勤務時間は、①担当授業時間、②教授会・委員会等諸会議・その他校務に必要な時間、③学生に対する指導に必要な時間、④研究に必要な時間
- 2) 教員の担当授業時間、教育・研究計画に基づき学長が毎年度授業時間割表を定める。教員の授業最低義務時間数（担当基準コマ数）は1週間につき90分授業を教授、准教授、講師5コマ、1コマとは1週間につき90分授業を通年にわたって行う場合をもとにして換算
- 3) 授業最低義務時間数（担当基準コマ数）は、在外・国内研究員又は特定の役職に就任するなどの理由により免除又は減あり。
- 4) 教職員の勤務時間 平日1日8時間（1時間の休憩を含む）、土曜日3時間とし、1週43時間（4週6休日を含む場合は40時間）とする。

- 5) 専門職員の勤務時間には、学園が必要と認めた場合に限り、専門技術・技能・知識等の維持及び向上を目的とした研究活動に必要な時間を含める。
- 2 教職員は、原則として月2日に限り土曜日につき勤務を要しない日（「4週6休日」という。）とし、4週6休日の取り扱いについては別に定める。
- 3 教職員が、職場外で勤務する場合で、勤務時間の全部又は一部について勤務時間を算定しがたいときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。→（事業場以外の労働時間のみなし制度）

（2）実際の労働管理

- 1 出退勤管理→ナシ（出勤簿は見たことがない）
就業規則第18条「教員の出勤記録は、担当授業の実施、会議等の出席、その他校務の従事等の記録によるものとする。
- 2 年休取得のための申請用紙がない。
実質的に、教員は年休権を行使する必要がない。
- 3 学会出張（単なる研究のための出張を含む）については届出を要する。→校務扱いとする。関連して育児休職中期間中の学会出張問題がある。

（3）働き方関連法以降の動き

札幌学院大学では、2019年6月に、検討の素材として、河西邦人学長名で「健康で働きがいのある職場環境づくりのために（教員の勤務時間管理について）」を発表している。

そこでは、以下のようなことが述べられている。

改正法の施行を機に、各大学では、タイムカード、ICTの導入等で教員の勤務時間（出勤・退勤時間）を把握しようとしています。「しかしながら、教育活動や公務（マ）に従事する以外、教員の自由な研究活動が保障されている大学においてタイムカードはこの目的を達成するための手段とはなりません。」

「働き方改革」とは何でしょうか。それは、私たち教員が研究活動に打ち込み、その知見を活かして一人ひとりの学生を丁寧に育み、本学の魅力を高める組織的活動に取り組む。その基盤となる環境を整えることにあります。・・・それを皆さんとともに探求したい。

教員は研究活動に従事する時間を自らの判断で決定します。一方 教員は、「学生を教授し、その研究を指導し、また研究に従事する」という学則の定めに従い、大学構成員としての職責を全うしなければなりません。この関係の中で勤務実態を把握する実質的な方策を探るべきです。・・・教員相互の丁寧な議論を経て最適解を導き出したいと思います。（続いて、現行の教員の時間管理に関する就業規則、第10条・勤務時間、第11条・始業、休憩及び就業時間、第18条・出勤記録を掲げている。）

さらに、「教員は研究のため自らの裁量で労働時間を決めることができるとはいえ、過労死ラインを超えた労働が続いて心身を損なうことがあってはなりません。」とし、「自らの健康を守ること。これは私たち教員に課せられた義務です。」

そして「教育研究の成果をあげるために大切なこと。それは、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の確保です。しっかりと働き、しっかりと休む。わたしたち一人ひとりが健康的に働くことが本学の教育研究の質を高め、大学改革を推進します。」と結ぶ。

最後に、そのために、研究室の利用について確認をしている。使用時間は、午前8時より午後10時まで。使用時間の延長は可。延長の場合には、事前に教務課に届けること、やむを得ない事情で延長する場合には、警備室に連絡をすることとなっている。

以上のことから、大学内で行われる教員の教育研究活動の実態は明確に把握できることになる。さらに言えば、先に見た最高裁の見解、白井氏の「従属労働論」の射程内にあることは間違いない。しかし、その先の問題があることもあることも事実である。

大学外での教育研究は、どうなるのか。この点に関しても、札幌学院大学ではすでに目配りされている。先に見たように、(1)就業規則第10条第3項において、「事業場以外の労働時間のみなし制度」を持っている。問題はさらにその先にある。人文・社会科学系の教員がやるように、自宅での研究活動をどのように理解するかである。

学長が述べているように「教員は研究活動に従事する時間を自らの判断で決定する」のであるから、他の事業場であっても勤務時間を遂行したものとして「みなし規定」を適用する方向性の延長線上でとらえていくか、あるいは「自らの判断」と言っても、それはあくまでも所属する事業場＝大学内を前提しているのか、どちらであろうか。札幌学院大学が「教員相互の丁寧な議論を経て最適解」を得られるよう期待したいものである。

(最後の河西学長文書の理解の仕方に関して、片山委員長は、時間切れのため詳細な説明はできなかった。非常に興味深いところなので、筆者の思い込みが入ってしまったかも知れないと危惧している。)

執筆：2020年3月5日